

訂正について
 緑地完了届引取時に訂正することで
 建築指導課が調整済み

建築住宅事務所

第10号様式(第27条関係)

特定建築物工事完了届出書

(宛先) 京都府知事	H26年7月14日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市中京区 西ノ京東梅尾町8番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 学校法人 立命館 理事長 長田 豊臣

工 事 の 種 別		<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築
工 事 完 了 年 月 日		平成26年 月 日
特 定 建 築 物 排 出 量 削 減 計 画 書 提 出 年 月 日		平成25年 4 月 24日
特定建築物の概要	名 称	学校法人 立命館 立命館中学校・高等学校 新展開に伴う建設工事
	所 在 地	京都府長岡京市調子1丁目25番1
府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号該当木材等 トル ②第11条の2第1号イ該当木材等 立方メー トル ③第11条の2第2号該当木材等 立方メー トル ④第11条の2第3号該当木材等 立方メー トル 府内産木材等の使用量の合計量 立方メー トル (①+②+③+④)
	使用する用途	
	府内産木材等の使用基準量	立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量	立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積	平方メートル
再生可能エネルギーを利用するための設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他()	メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	メガジュール	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置		概 要
■ 外壁、屋根又は床の断熱		・小ホール屋根：屋上緑化部分 植栽 湿性多孔質人工土壌 t=100 屋上緑化用植物栽培マット t=35防水仕様：エチレンプロピレン樹脂鋼板熱融着工法 エチレンプロピレン樹脂鋼板t=0.4 断熱材：硬質イソシアヌレートフォーム保温板 t=35 デッキプレート：亜鉛鉄板 t=1.0 H=120 外壁腰壁：GRCパネル：外断熱用押出法ポリスチレンフォーム t=30打込みパネル(型枠兼用)

新展開「事業」

■ 窓の断熱又は日射の遮蔽	各教室開口部にGRC製庇による日射遮蔽 (GRC：ガラス繊維強化セメント) ペアガラスの使用
■ エネルギー消費効率の高い設備の導入	超高効率変圧器 インバーターポンプ
□ 環境への負荷が少ない材料の利用	
■ 節水型設備の設置	節水型便器の採用
■ 再生可能エネルギーの利用	自然採光、自然換気 クールチューブの設置 太陽光発電システム(200kwh)の導入 体育館に換気塔を設置 地中熱利用 太陽熱利用
■ 雨水、雑排水等の利用	雨水貯留槽を設置(80m ³) 透水性アスファルト舗装の採用 雨水利用 井水利用
■ 耐用年数が長い材料及び設備の利用	アスファルト防水の耐用年数60年
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	軽量間仕切りの使用により将来の間仕切り変更に対応
■ 緑化の実施	屋上緑化
■ その他	高効率照明器具の使用 空調にヒートポンプを採用 コージェネレーション

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

- (1) 府内産木材等の使用量
- (2) 使用した木材等が府内産木材等であること。
- (3) 再生可能エネルギーを利用するために導入した設備の内容及びその設置場所
- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。